

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年（2019年）8月2日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名 児童相談所業務システムASPサービス提供事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

北海道において児童相談業務等を行う際に使用する「児童相談所業務システム」について、業務に支障を来すことなく、確実な稼働を図るためのシステム構築を行い、ASPサービスの提供を受ける。

(3) 契約期間 契約締結日から令和7年（2025年）2月28日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 児童相談所業務システムについて複数の自治体での導入実績があること。

(2) 北海道内に本社又は営業拠点を有する法人であること。

(3) プライバシーマーク付事業者及びISO9001の認証を取得していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(6) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(7) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(8) 暴力団関係事業者等でないこと。

(9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付期間 公告日から令和元年（2019年）8月9日（金）まで

（交付時間は土曜日及び日曜日は除く、午前9時から午後5時まで）

イ 申請書の交付場所 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号（代表）011-231-4111 内線25-759

（直通）011-204-5237

なお、申請書は北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/>）

ウ 申請書の提出期限 令和元年（2019年）8月9日（金）午後5時必着

エ 申請書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

オ 申請書の提出場所 3の（1）のイに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 3の（1）のアに同じ。

(2) 交付場所 3の（1）のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和元年（2019年）8月16日（金）午後5時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出場所 3の(1)のイに同じ。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

3の(1)のイに同じ

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、説明書による。